

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、鉄筋工として作業していたという。請求人によると、平成○年○月○日、B会社C店が元請事業場として施工するD市所在の建築現場において、中腰で部品を引っ張り上げたときに強い力が腰にかかり、背中に電気が走ったような感覚を感じた（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同年○月○日、Eクリニックに受診し「変形性脊椎症」と診断され、同年○月○日にF整形外科に転医し「外傷性筋性腰痛症」と診断された。

請求人はその後、複数の医療機関で加療の結果、平成○年○月○日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険法による保険給付は、「労働者」を対象として行われるものである(同法第1条及び第7条)から、労災保険法による障害補償給付を受けるためには、まずもって請求人が労災保険法にいう「労働者」に該当する者と認められなければならない。

ところで、労災保険法の「労働者」とは、同法の制定経過等からみて、労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」と同一の概念と解するべきであるから、請求人が労災保険法による障害補償給付を受けることができる労働者と認められるためには、使用者との間に雇用関係が存在しなければならない。

(2) ところが前記2の(2)でみたとおり、当審査会は、請求人と会社との間には雇用関係がないと既に判断しており、すなわち、本件災害時、請求人は、労災保険法上の労働者であるとは認められないことから、同法に基づく保険給付を受けることはできない。したがって、本件災害による受傷の残存障害の程度を争っている本件については、その検討の法的要件が欠けており、請求人の主張は全て採用できない。しかしながら他方、監督署長が既になした処分を当審査会において不利益に変更することはできない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給

に関する処分を取り消すべき理由はない。

なお、監督署長は本裁決を踏まえ、労災保険法等関係法令に基づく適正な事務処理を行うべきであることを付言する。

よって主文のとおり裁決する。